

ニュースレター

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

2022年2月1日 元東京都知事で作家の石原慎太郎さんが亡くなり、悲しいことに後を追うように妻の典子さんも2022年3月8日に亡くなりました。

石原慎太郎さんの息子さんたちも、仲が良かったからなあ・・と夫をなくし憔悴していた母典子さんのことを、お話になっていました。

過去にも、樹木希林さんが亡くなったあとには内田裕也さんが、朝丘雪路さんが亡くなったあとには津川雅彦さんが・・などご夫婦が続けて亡くなることは、芸能界に限らず周りでも聞いたことがあるのではないのでしょうか。

では、そんなとき相続って、どうなるのでしょうか？

相続って何だろう？

皆さんは「相続」と聞いて何を思い浮かべますか？

大金持ちの父が死亡し、通夜に集まったその夜に子供たちが話しています。

「親父の遺産はどうなるんだ、親父は遺言書を書いているに違いない、弁護士が預かっているかもしれないな・・・」

弁護士がやってきて「お父様の遺言書をお預かりしています」と封筒を取り出し、ハサミでじょきょき・・・「長男の〇〇さんに、全財産を譲る」と読み上げます。

他の子供たちが「ええええっ、そんな・・・兄さんにだけなんて、ずるいわ！」

そこから、兄弟姉妹で相続争いが勃発するのです・・・

こんなドラマを観たことはありませんか？私はサスペンスドラマが大好きなので、『お、始まったゾ！』と興味津々でいつも観ています(笑)

さて実際のところ「相続」はお金持ちだけが考えるものなのか、「相続」とは何なのでしょう？

人はいつか亡くなります、亡くなったときに相続は開始されるのです。

相続とは人が亡くなったときから始まり、その亡くなった人が**持っていた財産と一切の権利義務**を受け継ぐことをいいます。(なんだか、よく分からないなあ・・・) 😞

受け継ぐことができるのは「配偶者や子供、兄弟姉妹など、亡くなった人と一定の身分関係のある人となります。

多くの人が言う「家にはお金がないから、相続は関係ない」とは果たしてそうなのでしょうか、「相続とは・・・」の文章中に、実は気になる言葉が潜んでいます。

亡くなった人が持っていた 財産

と

一切の権利義務 を受け継ぐ



「プラスの財産(資産)だけではなく、マイナスの財産(負債(借金)など)もすべて」

(一例)

現金・預金・不動産・自動車・株券

各種ローン・クレジットカードの未払分

デジタル遺品

(一例)

・賃貸住宅を貸す(大家)の権利

・賃貸住宅を借りる(借家人)の権利

・連帯保証人

・慰謝料請求権

・過去の扶養義務

『えーーーーー！こんなことも!、借金も相続財産になるの?』と思ったかもしれませんね。

「相続」は、お金持ちが考えるものだけではなく、意外と身近なものなのです。

「相続」は自分に全く関係ない!と言い切れる人はあまりいない。と言うことが、まずはお分かりいただけたでしょうか。

今回は「相続」の基本『相続って何だろう?』についてお伝えしました。

次回のテーマは『相続って期限があるの?』についてです。

キーワード『亡くなったときに相続は始まる!!』

【編集後記】

今回は初めてニュースレターを作成してみました。

実は友人に読んでもらったところ「意味不明～」と言われて、書き直すこと10回

ようやく OK をもらいました・・・トホホ・・・次回は何回書き直すことやら(笑)

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない! そんな女性とシニアの悩みを解決します!